第四次北海道消防広域化推進計画［概要］

１　趣　旨

・　道では、消防組織法及び国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき、平成20年３月に「北海道消防広域化推進計画」を策定し、その後、基本指針の改正の都度、計画の見直しを行い、市町村の消防の広域化を推進してきた。

・　昨年３月の基本指針の改正や道内消防本部の意向等を踏まえ、引き続き、広域化の取組を推進するため、第四次北海道消防広域化推進計画を策定する。

２　計画の内容

（１）背景・必要性

・人口減少や高齢化が進む中、激甚化・頻発化する自然災害への対応やＤＸの進展等に対応できる消防体制の確保が必要である。

（２）基本的な考え方

・地域の実情を考慮した消防の広域化等を推進することにより、限られた人材や財源を有効に活用し、消防力の維持強化を図る。

（３）推進方策

区　分	内　　容
広域化 （組織の統合）	・将来的に消防体制の維持が困難とする地域や広域化の気運が高い地域を「消防広域化重点地域」として指定 ・地域の核となり、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を設定
連携・協力 （事務の一部連携）	・指令の共同運用や消防用車両等の共同整備など７つの類型に整理し、取組を推進

（４）推進期間

・基本指針に定める期間（令和11年４月１日まで）

（５）道の取組

・各消防本部及び市町村に対する情報提供、相談対応、協議の仲介、調整等

・中長期的・広域的な視点に立って、消防関係者や有識者等と消防体制のあり方について意見交換を行い、各種の取組に反映